

第75回

定時株主総会招集ご通知

日時 | 2022年8月26日（金曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）

場所 | 群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
本社2階ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、第73回定時株主総会より、廃止させていただきます。

目次

第75回定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	5
連結計算書類及び計算書類	27
監査報告	52
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	57
第2号議案 定款一部変更の件	58

証券コード1376
2022年8月10日

株 主 各 位

群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
カネコ種苗株式会社
代表取締役社長 金子昌彦

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年8月25日（木）午後5時30分までにご行先くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2022年8月26日（金）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
 2. 場 所 群馬県前橋市古市町一丁目50番地12
本社2階ホール

3. 目的事項 報告事項

1. 第75期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告・連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kanekoseeds.jp/>）に掲載させていただきます。

以 上

-
- ◎お願い ・ **新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申しあげます。**
・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ご案内 ・ **株主様へのお土産をご用意しておりません。**

【新型コロナウイルス感染予防に関するご案内】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みを下記のとおり実施させていただきますので、株主の皆様には何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

〈株主様へのお願い〉

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様の安全を最優先として、健康状態にかかわらず、可能な限り本年の株主総会へのご出席を見合わせていただきますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、ご出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクを持参・着用のうえご来場くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。
- ・受付において株主様の検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・株主様のお席の間隔を広くとるため、ご用意できる席数が例年より減少いたします。満席となった場合、ご入場いただけない場合もございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

〈当社の対応〉

- ・当日は、当社出席者及びスタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・入場前の待合室はご用意しておりません。
- ・開催時間の短縮のため、要点のみをご説明させていただくなど、例年よりも議事進行を簡潔に進めることを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会終了後のIR説明会は中止とさせていただきます。
- ・株主様へのお土産はご用意しておりません。

以 上

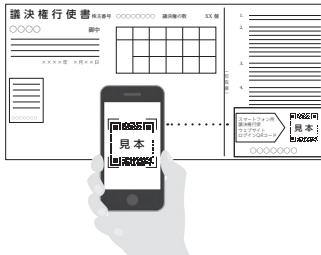
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kanekoseeds.jp/>) に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合は、事前にご確認くださいようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

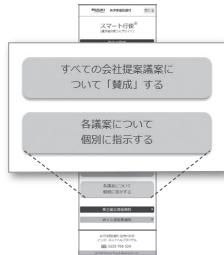
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

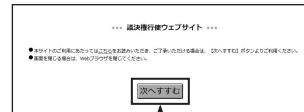
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年6月1日～2022年5月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動・個人消費ともに低迷、さらには、中国のゼロコロナ政策に伴う上海のロックダウンによるサプライチェーンの停滞が、企業活動にも大きなマイナスの影響をもたらしました。

また、ロシアのウクライナ侵攻により、原油をはじめとする各種資源や穀物の価格高騰、流通の滞りが、物価の上昇や食料の供給不足へとつながり、日本を含む世界に暗い影を落としております。加えて、円安による海外からの調達価格の値上がりが、コストアップに拍車をかける大変厳しい状況となりました。

国内農業の状況は、少子高齢化による食料消費の減少や農家の後継者不足等の従前からの課題に加え、コロナ禍により外食産業の農産物需要大幅減や、原料の多くを輸入に頼る飼料や肥料が、輸入物価高騰から大幅に価格が上昇するなど、農家経営に大きな影響を与える事象が多数みられる状況となりました。

このような状況のなか当社グループの業績は、施設材事業の販売が低迷したことから、売上高606億91百万円で前期比87百万円（0.1%）の減収となりました。利益面では、種苗事業の業績が堅調に推移したことにより、営業利益18億35百万円で前期比1億74百万円（10.5%）増、経常利益19億9百万円で前期比1億43百万円（8.1%）増、親会社株主に帰属する当期純利益13億2百万円で前期比1億33百万円（9.3%）減となりました。なお、営業利益や経常利益が増益にもかかわらず、親会社株主に帰属する当期純利益が減益となったのは、前期は区画整理事業に伴う移転補償金を特別利益に計上したことによるものであります。

また、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用したことにより、売上高は1億15百万円増加、売上原価は86百万円増加し、営業利益・経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ28百万円増加しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

種苗事業

種苗事業においては、野菜種子関係でエダマメの国内販売やカボチャの輸出が増加したものの、タマネギの輸出が減少したことから、野菜種子トータルでは売上高は横ばいとなりました。また、飼料作物種子の価格高騰に伴い販売額が増加したことや、ウイルスフリーサツマ苗の販売が好調に推移し、売上高84億98百万円で前期比2.0%の増収となりました。利益面でも、品質向上のため前期まで積極的に進めた種子の選抜廃棄が一巡したことや、自社品の増収に伴う採算性の向上、飼料作物種子の増収に伴う利益増などにより、セグメント利益12億81百万円で前期比45.5%増となりました。

花き事業

花き事業においては、花苗の販売が大きく伸長したほか、園芸雑貨や肥料などが好調に推移したものの、夏場の長雨による散布機会の喪失や、大口得意先が一部商品の仕入先を他社に変更したことなどにより園芸農薬の販売が減少し、売上高93億29百万円で前期比1.5%の減収となり、利益面でも、セグメント利益1億60百万円で前期比2.5%減となりました。

農材事業

農材事業においては、流通在庫過多による水稻農薬の販売減があったものの、茎葉除草剤が省力化を求める農家及び一般家庭に普及拡大したことで堅調に推移いたしました。また、原料価格の高騰により大幅値上げとなった被覆肥料は、値上げ前の駆け込み需要が発生したことから販売増となり、売上高282億98百万円で前期比1.2%の増収となりました。利益面では、需要が伸びないなか競争が激化したことから、セグメント利益9億51百万円で前期比7.2%減となりました。

施設材事業

施設材事業においては、資源高による農業用フィルムや各種農業資材の値上げにより農家の設備投資や更新需要が減退いたしました。また、過年度に発生した大型台風襲来で被害を受けた農業用施設の復旧特需の反動から販売が低迷し、売上高145億64百万円で前期比3.0%の減収となり、利益面でも、セグメント利益4億21百万円で前期比1.1%減となりました。

セグメント別売上高明細表

(単位：百万円)

区 分	2021年5月期 (第74期)		2022年5月期 (第75期) (当連結会計年度)		前期比 (%)
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	
種 苗 事 業	8,332	13.7	8,498	14.0	2.0
花 き 事 業	9,471	15.6	9,329	15.4	△1.5
農 材 事 業	27,965	46.0	28,298	46.6	1.2
施 設 材 事 業	15,009	24.7	14,564	24.0	△3.0
合 計	60,779	100.0	60,691	100.0	△0.1

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、6億94百万円となりました。その主なものは、宇都宮支店の倉庫建て替えに1億39百万円、生産仕入部の圃場整備に1億13百万円、新基幹システム導入に2億77百万円の設備投資を実施いたしました。この取得資金は、自己資金で充当しました。

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境

当社は、農業分野を中心に、家庭園芸の分野などでも事業を展開しております。日本国内においては、出生率の低下や長寿社会の到来に人口減少が相俟って食料の消費量は減少傾向にあり、また、食料自給率は40%を割込む低水準で、食料供給を海外に依存する傾向に大きな改善はみられません。このような状況は、国内農業向けの展開を主力としている当社にとって、厳しい事業環境であると言えます。

一方海外に目を向けてみますと、発展途上国などの生活水準の向上により、高品質な食品に対する嗜好が高まったことや、人口の増加に伴い食料の絶対量の確保が必要になるとともに、穀物を直接食することから、穀物を家畜に飼料として与えその家畜を食料とすることで、従前よりも多くの農作物を必要とする状況が、食料不足を助長する要因となっております。加えて、近年の天候不順や温暖化が農作物の作柄にマイナス影響を及ぼし、食料の安定供給や増産の重要性がますます高まる情勢であります。

また、生活に潤いを与える園芸の分野では、消費者のニーズの多様化や巣ごもり需要の一巡などの対応が難しい事態が発生し、SDGsにマッチした事業活動の重要性も高まっております。

当社は「ハイテクと国際化」「農業関連の総合企業」「グリーン事業のトータルプランナー」との経営基本方針を掲げ、これらの課題に対処してまいります。

国内農業への対応

人口減少や高齢化により食料需要は減少する傾向にありますが、食料安全保障の観点からも、国内での食料増産が望まれます。また、消費者の安全安心で美味しい食品へのニーズは高いものがあります。これらに対しハイテクの分野では、野菜種苗において、収量性や耐病虫性・良食味性を備えた品種を開発供給し、食料の安定生産や消費者のニーズに応えております。

また、多くを輸入に頼る飼料についても、良質な飼料作物種子を開発販売し、自給率向上に貢献してまいります。

国民全体の高齢化以上に農業従事者の高齢化問題は深刻で、作業負荷の軽減は重要課題となっています。これらを実現するAIや環境制御技術を活用した養液栽培プラントの開発に取り組むとともに、高品質な農作物の生産に加え農作業の効率化・省力化に有効な農業資材や農薬、被覆肥料を、高いコスト競争力と「農業関連の総合企業」としての強みを生かして供給してまいります。

また、園芸の分野では、「グリーン事業のトータルプランナー」として、一般家庭向けにニーズをとらえた苗や園芸資材の供給、営利栽培農家向けでは、花の色や生産性等に優れた品種開発を目指しております。

海外農業への対応

世界的には人口増加による食料需要の増大に加え、温暖化などの気象変動による栽培環境の劣化が食料不足を助長する状況となっております。これらへの対応については、野菜種子関係で、収量性や耐病虫性を備えた品種を供給することで、栽培過程での病害や虫害による被害を軽減し、また、輸送性の高い品種を開発してロスを減少させることなどで生産量の増加を実現してまいります。品質の良い食品を求める傾向の高まりに対しても、良食味性を備えた種苗を開発することで対処いたします。

温暖化などの気象変動は、食料生産の面に加え種子生産の難易度を上昇させるなどのマイナス影響を及ぼしております。世界的な視野で種子の安定生産を目指していくことも当社にとって重要なテーマの一つとなっております。

また、飼料作物種子や花き種苗の分野でも、海外展開を拡充すべく品種開発・普及に努めております。

当社は持続可能な農業経営に貢献しており、事業活動の多くはSDGsにマッチしたものとなっております。また、野菜生産用の暖房に廃油を利用する設備を供給するなど、再生可能エネルギーの活用にも取り組んでおります。今後も持続可能な未来を築くための行動を深化させることを当社の課題としてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別 項 目	第72期 (2019年5月期)	第73期 (2020年5月期)	第74期 (2021年5月期)	第75期 (当連結会計年度) (2022年5月期)
売 上 高	58,592	58,179	60,779	60,691
経 常 利 益	1,899	1,613	1,765	1,909
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,284	1,122	1,436	1,302
1株当たり当期純利益	109.39円	95.95円	123.09円	111.83円
総 資 産	45,526	46,792	47,452	48,932
純 資 産	19,619	20,401	21,696	22,645

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、自己株式を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 当社は第73期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、当連結会計年度の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション	80,000千円	99.9%	野菜種子の生産及び販売

(注) 特定完全子会社は、該当事項はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、2022年5月31日現在1社であります。なお、当期の連結業績は、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

④ 重要な企業連結等の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

事業	主要製品
種苗事業	野菜種子、牧草種子、ウイルスフリー苗及び種イモ、造園・法面工事の請負施工
花き事業	花苗、家庭菜園向け野菜種苗、球根、花種子、家庭園芸用資材
農材事業	農薬、被覆肥料
施設材事業	農業資材、養液栽培プラント・温室の設計・施工

(7) 主要な事業所 (2022年5月31日現在)

① 当社事業所

本	社	群馬県前橋市
東	支店	東京都文京区
宇	支店	栃木県宇都宮市
都		
宮		
熊	支店	埼玉県熊谷市
谷		
土	支店	茨城県土浦市
浦		
千	支店	千葉県八街市
葉		
甲	支店	山梨県中央市
府		
札	支店	北海道札幌市
幌		
盛	支店	岩手県盛岡市
岡		
仙	支店	宮城県仙台市
台		
仙台支店	古川営業所	宮城県大崎市
仙台支店	山形営業所	山形県山形市
郡	支店	福島県郡山市
山		
静	支店	静岡県静岡市
岡		
名	支店	愛知県名古屋市
古		
屋		
広	支店	広島県福山市
島		
福	支店	福岡県久留米市
岡		
福岡支店	長崎営業所	長崎県諫早市
福岡支店	大分営業所	大分県大分市
熊	支店	熊本県熊本市
本		
都	支店	宮崎県都城市
城		
都城支店	宮崎営業所	宮崎県宮崎市
都城支店	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
くにさだ	育種農場	群馬県伊勢崎市
波志江	研究所	群馬県伊勢崎市
宮崎	育種農場	宮崎県小林市

② 連結子会社の事業所

フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション

フィリピン

(8) 従業員の状況（2022年5月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
種 苗 事 業	287名	6名増
花 き 事 業	67	—
農 材 事 業	131	3名減
施 設 材 事 業	107	8名減
全 社（ 共 通 ）	74	—
合 計	666	5名減

(注) 全社（共通）として記載している従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
610名	8名減	41.9歳	13.2年

(9) 主要な借入先の状況（2022年5月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,772,626株 (自己株式 131,597株含む)
 (3) 株主数 3,401名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,044千株	8.97%
株 式 会 社 あ か ぎ 興 業	593	5.10
株 式 会 社 群 馬 銀 行	490	4.21
株 式 会 社 東 和 銀 行	310	2.67
金 子 信 子	305	2.62
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	275	2.36
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	270	2.32
カ ネ コ 種 苗 従 業 員 持 株 会	262	2.25
金 子 和 代	220	1.89
金 子 教 子	211	1.82

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (131,597株) を控除して計算しております。
 2. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式66,600株は、自己株式には含めておりません。
 3. 2018年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)が2018年6月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)
 住所 米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、サマー・ストリート245
 保有株券等の数 株式 594,000株
 株券等保有割合 5.05%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（社外取締役を除く）	4,500株	3名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2)③取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりであります。
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金子 昌彦	
専務取締役	長谷 浩克	管理部門・コンプライアンス・IT推進担当
専務取締役	伊藤 一貴	農材・施設材・開発部担当
常務取締役	宮下 毅	種苗・企画推進室担当
取締役	榛澤 英昭	くにさだ育種農場長、波志江研究所担当
取締役	山口 勇	花き園芸部長、花き育種研究室担当
取締役	内田 武	弁護士
取締役	丸山 和貴	弁護士 佐田建設株式会社 社外監査役
取締役	山口 恵美子	社会保険労務士 行政書士
常勤監査役	樺沢 均	
監査役	加藤 真一	公認会計士 株式会社加藤会計事務所 代表取締役 税理士法人加藤会計事務所 代表社員 株式会社東和銀行 社外監査役
監査役	細野 初男	
監査役	高井 研一	株式会社コシダカホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役内田 武、丸山 和貴、山口 恵美子の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤 真一、細野 初男、高井 研一の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役内田 武、丸山 和貴、山口 恵美子及び監査役加藤 真一、細野 初男、高井 研一の6氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役加藤 真一、監査役高井 研一の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役加藤 真一氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役高井 研一氏は、金融機関で長年にわたる経験を有しております。
5. 2021年8月27日開催の第74回定時株主総会において山口 恵美子氏が新たに社外取締役に選任され、取締役永井 昇、井上 哲、林 義明の3氏が退任いたしました。

6. 当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、個々の職責等を考慮しながら、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲において総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬とし、具体的には、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に導入した株式報酬制度(役員株式給付信託(BBT))によるものとする。当該制度に基づく給付は、役員株式給付規程に基づき役位毎に設定されたポイントを毎年付与し、取締役退任後に、退任時まで付与されたポイント数に応じた当社株式を給付するものとする。役位毎のポイントの数は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定することとする。この指名・報酬委員会は過半数を独立社外取締役にて構成されるものとする。

退任時ポイント数＝役位別ポイント×取締役在任期間

※役位が変更になった場合には役位在任期間毎に算出されるポイントを積算する

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定することとする。この指名・報酬委員会は過半数を独立社外取締役に構成されるものとする。
 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定することとする。また取締役会は取締役会決議をもって各取締役の報酬等の決定を社長に一任することができる。上記の委任をうけた社長は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、これを決定する。この指名・報酬委員会は過半数を独立社外取締役に構成されるものとする。
- ② 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
監査役の報酬については、株主総会で決議された監査役の報酬限度額の範囲内で、監査役の協議に一任されております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の種類別の総額（千円）		報酬等の総額（千円）
		金 銭 報 酬	非 金 銭 報 酬 （ 株 式 報 酬 ）	
取 締 役 （うち社外取締役）	1 2 名 (3)	133,800 (9,900)	22,253	156,053 (9,900)
監 査 役 （うち社外監査役）	4 名 (3)	19,800 (9,000)	—	19,800 (9,000)
計 （うち社外役員）	1 6 名 (6)	153,600 (18,900)	22,253	175,853 (18,900)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年8月27日開催の第74回定時株主総会において月額25百万円以内（うち社外取締役分2百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」の導入を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（社外取締役を除く）です。その内容は、当社株式の取得の原資とするために当社が拠出する信託財産の上限を3事業年度ごとに180百万円とし、取締役（社外取締役を除く）に対するポイント付与上限数を3事業年度ごとに75千ポイントとすることとなっております。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年8月27日開催の第74回定時株主総会において月額3百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
4. 非金銭報酬（株式報酬）については、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会決議において

- 導入した株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」に基づき、当事業年度中に費用計上した金額を記載しております。割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役社長金子 昌彦に対し各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任をうけた代表取締役社長は、過半数を独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、各取締役の報酬等の額を決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職先	兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
丸山和貴	佐田建設株式会社	社外監査役	種苗事業と取引関係がありますが、一般の取引条件と同様のものです。

イ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
内田武	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役会による報酬等に関する意思決定プロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより強化するため、積極的に発言を行っております。
丸山和貴	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役会による報酬等に関する意思決定プロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより強化するため、積極的に発言を行っております。
山口恵美子	2021年8月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しております。	主に社会保険労務士・行政書士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、当社の人事や労務管理等について、積極的に発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 社外監査役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職先	兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
加藤 真一	株式会社 加藤会計事務所	代表取締役	当社との取引関係はありません。
	税理士法人 加藤会計事務所	代表社員	当社との取引関係はありません。
	株式会社東和銀行	社外監査役	当社の主要な取引先銀行であります。
高井 研一	株式会社コシダカ ホールディングス	社外取締役	当社との取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
加藤 真一	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会23回の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システム、監査基準などについて、適宜発言を行っております。
細野 初男	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会23回の全てに出席しております。	主に豊富な行政経験に基づき、必要な発言を適宜行っております。
高井 研一	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会23回の全てに出席しております。	主に豊富な経験と企業経営の見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。その概要は以下のとおりであります。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員

② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額当社負担としており、被保険者の実質的な負担割合はありません。

③ 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務に起因した損害賠償請求により被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用等）について填補されます。

④ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

違法行為による損害について填補されない旨の免責条項が付されております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	31,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額にこれらを合計額で記載しております。

2. 監査役会は以下の検証の結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- ・前事業年度の監査実績及び当事業年度の監査計画に係る監査日数・人員の適切性
- ・監査計画の内容分析と職務執行状況の適正性
- ・監査報酬の見積り金額に係る算出根拠の妥当性

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、会計監査人の監査の適切性や妥当性などの評価を評価基準書に基づき実施し、再任若しくは不再任の検討を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの最高責任機関を取締役会とし、各部門毎に統括責任者と担当者を設置する。

コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス規程・行動基準」を制定し、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

また、通報や相談ができる制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、ホットラインを通じて報告しなければならない。会社は、報告内容を秘守し、通報者に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドラインや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うこととし、リスク管理の最高責任機関を取締役会とし、総務部を統括部門とする。

具体的には、各部門をリスク管理の実践部門とし、日常的モニタリングの実施や内部統制の運用状況の確認、不備等の把握を行うものとする。それに加え、リスク管理委員会を随時開催し、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施する。さらに、突発的なリスクが顕在化し、全社的な対応が必要である場合は、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常務会を随時開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各事業年度予算を立案し、全体的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、当社の「関係会社管理規程」に基づき、その職務の執行状況及び重要な事項の報告を行う。当社は、当該報告を「関係会社管理規程」に基づき、承認事項、協議事項、報告事項に分類して取り扱う。
- ⑥ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の事業を取巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。また、子会社の取締役及び当社の担当部署は、子会社の経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を把握した場合には、その内容を直ちに当社取締役会に報告する。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、各子会社について社内の担当部署を定め、子会社の営業方針、経営の合理化、年度経営方針案、中・長期計画、資金計画等について必要に応じて、適切な指導、育成を行う。
- ⑧ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業グループ各社にコンプライアンス統括責任者を設置する。また、グループ共通の「コンプライアンス規程・行動基準」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。
- ⑨ その他当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の業務監査、会計監査人による会計監査、監査役による監査役監査は、必要に応じて当社の各部門の監査に準じて行い、子会社の業務の適正を確保する。
なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役の同意を得ることとする。
また、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒に関しては、監査役の同意を得ることとする。
当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有する。

- ⑪ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会・役員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて常務会・経営会議・リスク管理委員会・コンプライアンス担当者会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることとする。

- ⑫ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

- ⑬ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還や、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、これに応じて速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。

- ⑭ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査方針に基づいて必要に応じ内部監査への立会いを実施し、監査の有効性・実効性を高める。また、内部監査報告書は社長のほか監査役にも報告され、相互の情報交換を行うなどの連携を図る。また、監査役が会計監査人による監査への立会い等を実施したり、また期末監査終了後等には会計監査人と意見交換を行うなど、監査役と会計監査人で連携をして、監査の実効性を高める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① リスク管理体制

日常的モニタリングの実施や内部統制の運用状況の確認、内部監査などの実施により不備やリスクの把握を行ったほか、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施するリスク管理委員会を開催いたしました。

不祥事等のリスク発生を未然に防止するため、社長室に内部監査担当者を置き、各部署の業務執行の状況を監査し、また、コンプライアンスの強化に関しては、社内教育により徹底を図るとともに、各部署ごとに総括責任者及び担当者を任命し、コンプライアンス状況を点検するため、各部署の状況に適応したチェックリストの作成、点検をしております。

加えて、情報セキュリティ強化のため、電子メール管理、パソコン操作履歴管理、アクセス制限、データ暗号化等の手法を導入し、情報漏洩リスクの軽減に努めております。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われていることの確保並びに取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を開催いたしました。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常務会等を開催いたしました。また、コンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、コンプライアンス担当学会議等の研修を開催するとともに、各部署に責任者を任命し、各部署の状況に適応したチェックリストの作成、点検などを行っております。また、社員等が通報や相談ができる制度として社内外に「コンプライアンス・ホットライン」を設置して運用しております。

③ 当社企業グループにおける業務の適正の確保

企業グループ各社からは、毎月概況について報告を受けるほか、半期ごとに取締役会で状況報告しております。

加えて、監査役監査や内部監査を子会社にも実施することでモニタリングを行い、業務の適正を確保しております。なお、経営については、その自主性を尊重しつつ、重要な案件については事前協議等を行っております。

④ 監査役の監査が実効的に行われていることの確保等

監査役は、社長と半期に一度、定期的に会合の機会を設け意見交換を実施しているほか、会計監査人と四半期ごと、その他必要に応じて意見交換を行うとともに、内部監査担当者と連携して監査を実施しております。また、常勤監査役は、取締役会・役員会やその他の重要な会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するなどして監査の実効性を確保しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	38,514,137	流 動 負 債	24,650,342
現金及び預金	5,109,988	買掛金	22,602,856
受取手形及び売掛金	21,909,529	未払法人税等	250,013
商 品	9,165,220	そ の 他	1,797,473
未 収 入 金	2,025,776	固 定 負 債	1,636,474
そ の 他	325,594	退職給付に係る負債	1,292,668
貸倒引当金	△21,972	役員株式給付引当金	51,958
		そ の 他	291,847
固 定 資 産	10,418,461	負 債 合 計	26,286,817
有 形 固 定 資 産	6,618,740	(純 資 産 の 部)	
建物及び構築物	2,369,735	株 主 資 本	21,611,868
土 地	3,993,961	資 本 金	1,491,267
そ の 他	255,043	資 本 剰 余 金	1,765,224
無 形 固 定 資 産	898,471	利 益 剰 余 金	18,632,298
投 資 そ の 他 の 資 産	2,901,250	自 己 株 式	△276,921
投資有価証券	2,368,588	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,033,673
繰延税金資産	129,825	その他有価証券評価差額金	1,000,036
そ の 他	409,395	為替換算調整勘定	△13,803
貸倒引当金	△6,559	退職給付に係る調整累計額	47,439
資 産 合 計	48,932,599	非 支 配 株 主 持 分	240
		純 資 産 合 計	22,645,781
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	48,932,599

連結損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	60,691,766
売上原価	51,203,850
売上総利益	9,487,916
販売費及び一般管理費	7,652,290
営業利益	1,835,625
営業外収益	
受取利息及び配当金	43,585
その他	110,757
営業外費用	
支払利息	11,950
その他	69,016
経常利益	1,909,002
特別利益	
固定資産売却益	500
移転補償金	151
特別損失	
固定資産売却損	10,108
固定資産処分損失	46,399
減損損失	5,400
税金等調整前当期純利益	1,847,745
法人税、住民税及び事業税	450,744
法人税等調整額	94,378
当期純利益	1,302,622
非支配株主に帰属する当期純利益	51
親会社株主に帰属する当期純利益	1,302,571

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,491,267	1,765,224	17,711,991	△130,303	20,838,179
会計方針の変更による 累積的影響額			△41,851		△41,851
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,491,267	1,765,224	17,670,140	△130,303	20,796,327
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△340,412		△340,412
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,302,571		1,302,571
自己株式の取得				△155,013	△155,013
自己株式の処分				8,395	8,395
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	962,158	△146,617	815,540
当 期 末 残 高	1,491,267	1,765,224	18,632,298	△276,921	21,611,868

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	856,070	△24,937	27,435	858,569	205	21,696,954
会計方針の変更による 累積的影響額				—	—	△41,851
会計方針の変更を反映した 当期首残高	856,070	△24,937	27,435	858,569	205	21,655,102
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—	—	△340,412
親会社株主に帰属する 当期純利益				—	—	1,302,571
自己株式の取得				—	—	△155,013
自己株式の処分				—	—	8,395
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	143,965	11,133	20,004	175,103	35	175,139
当 期 変 動 額 合 計	143,965	11,133	20,004	175,103	35	990,679
当 期 末 残 高	1,000,036	△13,803	47,439	1,033,673	240	22,645,781

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

1社

フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション

(2) 非連結子会社の数及び名称

1社

カネコ・シーズ・タイランド・カンパニー・リミテッド

(3) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 ー社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

カネコ・シーズ・タイランド・カンパニー・リミテッド

(3) 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーション	3月31日

※ 連結計算書類の作成にあたっては、フィリピーナス・カネコ・シーズ・コーポレーションは同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

商 品……………主として総平均法による原価法

ただし、ミニチューバー（種イモ）関係のうちマイクロチューバーについては先入先出法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

③ リ ー ス 資 産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事については、損失見積額を計上しております。なお、当連結会計年度末においては、工事損失引当金の計上はありません。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

② 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な取引における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点) は以下のとおりであります。なお、対価については履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素には含まれておりません。

ア. 商品に係る収益

商品の販売に係る収益については、主に種苗の生産・販売、花き園芸用品、農薬・被覆肥料の販売、農業資材の販売が含まれ、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の仕入販売におけるリベート又は仮価格による取引については、商品取引時に取引対価の変動部分の金額を見積もり、売上高及び売上原価から控除しております。

また、返品される可能性のある商品販売取引については、収益を認識する際に予想される返品に関して、変動対価に関する定めに従って販売時に収益を認識せずに、返金負債を計上しております。

イ. 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主に造園・法面工事の請負施工及び養液栽培プラント・温室の設計施工が含まれ、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、原価比例法を用いて履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき完成工事高及び完成工事原価を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は次のとおりです。

1. 変動対価（売上げバート、仮価格による取引）について

商品の仕入販売におけるバート又は仮価格による取引については、これまで金額確定時に売上高及び売上原価から控除する処理を行っていましたが、商品取引時に取引対価の変動部分の金額を見積もり、売上高及び売上原価から控除する処理に変更しております。

2. 返品される可能性のある商品販売取引に係る収益認識

返品される可能性のある商品販売取引について、これまで取引先から返品をされた商品を検品した時点で売上高から控除する処理を行っていましたが、予想される返品に関しては、変動対価に関する定めに従って販売時に収益を認識せず、取引先への返金が見込まれる金額について返金負債を計上する処理に変更しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結累計期間の売上高は115,517千円増加し、売上原価は86,755千円増加し、営業利益・経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ28,762千円増加しております。

また、当連結会計年度末において、未収入金及びその他の流動資産が561,832千円増加、その他の流動負債が593,289千円増加、利益剰余金の当期首残高が41,851千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「V 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(追加情報)

(株式報酬制度「株式給付信託 (BBT) 」)

当社は、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、同じ。）に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して当社が定める役員株式給付規程にしたがって、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は96,404千円、株式数は66,600株であります。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	現金及び預金	34,500千円
	土地・建物	817,586千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		5,376,276千円

III 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
茨城県常陸大宮市	遊休資産	土地	5,400千円
合 計	—	—	5,400千円

当社グループは、拠点別に資産をグループ化し、賃貸資産・遊休資産については、物件ごとにグループリングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下がみられた上記拠点の遊休資産の土地について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（5,400千円）を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による評価額を基準として評価しております。

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式及び自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式	普通株式	11,772,626	－	－	11,772,626
自己株式	普通株式	34,148	97,449	－	131,597

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加97,449株は、単元未満株式の買取による増加449株、2022年1月13日開催の取締役会において決議した自己株式取得による増加97,000株であります。

2. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式66,600株は、上記自己株式には含めておりません。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月27日 定時株主総会	普通株式	211,292	18	2021年5月31日	2021年8月30日
2022年1月5日 取締役会	普通株式	129,120	11	2021年11月30日	2022年2月7日

(注) 1. 2021年8月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有している当社株式に対する配当金1,303千円が含まれております。

2. 2022年1月5日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有している当社株式に対する配当金732千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年8月26日 定時株主総会	普通株式	209,538	利益剰余金	18	2022年5月31日	2022年8月29日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有している当社株式に対する配当金1,198千円が含まれております。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、基本的に預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状態を随時把握することにより、その低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であります。主に上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	2,162,160	2,162,160	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (2022年5月31日)
非上場株式	206,428千円

3. 金融債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,109,988	—	—	—
受取手形及び売掛金	21,909,529	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	—	—	199,420	—
合計	27,019,518	—	199,420	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,962,740	—	—	1,962,740
社債	—	199,420	—	199,420
資産計	1,962,740	199,420	—	2,162,160

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で市場での取引頻度が低い社債については、活発な市場における相場とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

Ⅵ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当連結会計年度（2021年6月1日から2022年5月31日まで）

(単位：千円)

	種苗事業	花き事業	農材事業	施設材事業	合計
一時点で移転される財	8,498,208	9,329,594	28,298,993	14,564,970	60,691,766
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	8,498,208	9,329,594	28,298,993	14,564,970	60,691,766
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,498,208	9,329,594	28,298,993	14,564,970	60,691,766

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	42,361
契約負債（期末残高）	31,744

(注) 契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債に関しては、主に当連結会計年度の収益として認識しております。

- (2) 当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,956円51銭
- 1株当たり当期純利益 111円83銭

(注) 1. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております (当連結会計年度66,600株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度68,385株)。

- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,302,571千円
普通株主に帰属しない金額	－ 千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,302,571千円
普通株式の期中平均株式数	11,647,285株

- 「Ⅰ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (会計方針の変更)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は、1円89銭減少し、1株当たり当期純利益は、1円72銭増加しております。

Ⅷ その他の注記

本計算書類中の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,171,570	流動負債	24,646,656
現金及び預金	4,956,640	買掛金	22,617,282
受取手形	5,210,422	リース債務	37,054
売掛金	16,636,128	未払金	103,191
商成品	9,056,790	未払費用	936,115
未成工事支出金	26,547	未払法人税等	244,000
貯蔵品	1,728	未払消費税等	35,492
未収入金	2,025,776	前受金	31,744
返品資産	62,832	返金負債	593,289
その他	216,701	その他	48,486
貸倒引当金	△22,000	固定負債	1,688,947
固定資産	10,496,929	リース債務	74,787
有形固定資産	6,592,944	退職給付引当金	1,345,141
建物	2,123,107	役員株式給付引当金	51,958
構築物	239,208	長期預り保証金	123,795
機械及び装置	31,818	その他	93,264
車両運搬具	13,137	負債合計	26,335,604
工具、器具及び備品	101,923	(純資産の部)	
土地	3,993,961	株主資本	21,332,858
リース資産	87,021	資本金	1,491,267
建設仮勘定	2,766	資本剰余金	1,765,264
無形固定資産	898,471	資本準備金	1,751,682
電話加入権	11,922	その他資本剰余金	13,581
リース資産	22,881	利益剰余金	18,353,248
ソフトウェア	855,320	利益準備金	290,475
その他	8,345	その他利益剰余金	18,062,773
投資その他の資産	3,005,514	従業員福利施設積立金	24,000
投資有価証券	2,353,348	別途積立金	16,610,000
関係会社株式	95,741	繰越利益剰余金	1,428,773
出資金	24,371	自己株式	△276,921
差入保証金	349,715	評価・換算差額等	1,000,036
繰延税金資産	165,079	その他有価証券評価差額金	1,000,036
その他	23,818	純資産合計	22,332,895
貸倒引当金	△6,559	負債及び純資産合計	48,668,499
資産合計	48,668,499		

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2021年 6 月 1 日から
2022年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		60,249,046
売 上 原 価		51,044,414
売 上 総 利 益		9,204,632
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,470,916
営 業 利 益		1,733,715
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	67,318	
そ の 他	101,953	169,272
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,950	
そ の 他	67,425	79,375
経 常 利 益		1,823,612
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	500	
移 転 補 償 金	151	651
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	10,108	
固 定 資 産 処 分 損	46,399	
減 損	5,400	61,908
税 引 前 当 期 純 利 益		1,762,355
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	421,295	
法 人 税 等 調 整 額	88,831	510,126
当 期 純 利 益		1,252,229

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					従業員福利 施設積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,491,267	1,751,682	13,581	1,765,264	290,475	24,000	15,610,000	1,558,809	17,483,284
会計方針の変更による累 積 的 影 響 額				—				△41,851	△41,851
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,491,267	1,751,682	13,581	1,765,264	290,475	24,000	15,610,000	1,516,957	17,441,432
当 期 変 動 額									
別途積立金の積立 剰 余 金 の 配 当				—			1,000,000	△1,000,000	—
当 期 純 利 益				—				△340,412	△340,412
自己株式の取得				—				1,252,229	1,252,229
自己株式の処分				—					—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				—					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	1,000,000	△88,183	911,816
当 期 末 残 高	1,491,267	1,751,682	13,581	1,765,264	290,475	24,000	16,610,000	1,428,773	18,353,248

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△130,303	20,609,512	856,070	856,070	21,465,583
会計方針の変更による累 積 的 影 響 額		△41,851			△41,851
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△130,303	20,567,660	856,070	856,070	21,423,731
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立 剰 余 金 の 配 当		△340,412			△340,412
当 期 純 利 益		1,252,229			1,252,229
自己株式の取得	△155,013	△155,013			△155,013
自己株式の処分	8,395	8,395			8,395
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	143,965	143,965	143,965
当 期 変 動 額 合 計	△146,617	765,198	143,965	143,965	909,164
当 期 末 残 高	△276,921	21,332,858	1,000,036	1,000,036	22,332,895

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子 会 社 株 式……………総平均法による原価法
- (2) その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
市場価格のない株式等
総平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商 品……………総平均法による原価法
ただし、ミニチューバー（種イモ）関係のうちマイクロチューバーについては先入先出法による原価法
- (2) 未成工事支出金……………個別法による原価法
- (3) 貯 蔵 品……………最終仕入原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法
（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
構築物	10～20年
- (2) 無形固定資産……………定額法
（リース資産を除く）
- (3) リ ー ス 資 産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事については、損失見積額を計上しております。なお、当事業年度末においては、工事損失引当金の計上はありません。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な取引における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、対価については履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素には含まれておりません。

(1) 商品に係る収益

商品の販売に係る収益については、主に種苗の生産・販売、花き園芸用品、農薬・被覆肥料の販売、農業資材の販売が含まれ、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の仕入販売におけるリベート又は仮価格による取引については、商品取引時に取引対価の変動部分の金額を見積もり、売上高及び売上原価から控除しております。

また、返品される可能性のある商品販売取引については、収益を認識する際に予想される返品に関して、変動対価に関する定めに従って販売時に収益を認識せずに、返金負債を計上しております。

(2) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益については、主に造園・法面工事の請負施工及び養液栽培プラント・温室の設計施工が含まれ、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、原価比例法を用いて履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき完成工事高及び完成工事原価を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は次のとおりです。

1. 変動対価(売上リベート、仮価格による取引)について

商品の仕入販売におけるリベート又は仮価格による取引については、これまで金額確定時に売上高及び売上原価から控除する処理を行っておりましたが、商品取引時に取引対価の変動部分の金額を見積もり、売上高及び売上原価から控除する処理に変更しております。

2. 返品される可能性のある商品販売取引に係る収益認識

返品される可能性のある商品販売取引について、これまで取引先から返品をされた商品を検品した時点で売上高から控除する処理を行っておりましたが、予想される返品に関しては、変動対価に関する定めに従って販売時に収益を認識せず、取引先への返金が見込まれる金額について返金負債を計上する処理に変更しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は115,517千円増加し、売上原価は86,755千円増加し、営業利益・経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ28,762千円増加しております。

また、当事業年度末において、未収入金が499,000千円及び返品資産が62,832千円増加、返金負債が593,289千円増加、繰越利益剰余金の当期首残高が41,851千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

(追加情報)

(株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」)

当社は、2019年8月27日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、同じ。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して当社が定める役員株式給付規程にしたがって、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は96,404千円、株式数は66,600株であります。

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	現金及び預金	34,500千円
	土地・建物	817,586千円
2. 関係会社に対する	短期金銭債権	32,925千円
	短期金銭債務	124千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額		5,244,663千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	売上高	53,909千円
	仕入高	35,607千円
	営業取引以外の取引高	23,833千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
茨城県常陸大宮市	遊休資産	土地	5,400千円
合 計	—	—	5,400千円

当社は、拠点別に資産をグループ化し、賃貸資産・遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性の低下がみられた上記拠点の遊休資産の土地について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（5,400千円）を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による評価額を基準として評価しております。

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	34,148	97,449	—	131,597

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加97,449株は、単元未満株式の買取りによる増加449株、2022年1月13日開催の取締役会において決議した自己株式取得による増加97,000株であります。
2. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式66,600株は、上記自己株式には含めておりません。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	8,710
未払賞与損金算入限度超過額	127,059
退職給付引当金超過額	410,268
未払事業税	19,000
賞与未払法定福利費否認額	18,373
棚卸資産評価損否認額	3,829
役員退職金未払金	22,661
役員株式給付引当金繰入否認額	15,847
土地減損損失否認額	47,143
返金負債	180,953
その他	17,457
繰延税金資産小計	871,305
評価性引当額	△42,784
繰延税金資産合計	828,520
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△438,864
未収入金	△205,265
返品資産	△19,164
その他	△147
繰延税金負債合計	△663,441
繰延税金資産の純額	165,079

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

Ⅵ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 Ⅵ収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,929円50銭
- 1株当たり当期純利益 107円51銭

(注) 1. 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております (当事業年度66,600株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度68,385株)。

- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	1,252,229千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	1,252,229千円
普通株式の期中平均株式数	11,647,285株

- 「Ⅰ重要な会計方針に係る事項に関する注記 (会計方針の変更)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は、1円89銭減少し、1株当たり当期純利益は、1円72銭増加しております。

Ⅷ その他の注記

本計算書類中の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月21日

カネコ種苗株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正 貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カネコ種苗株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カネコ種苗株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月21日

カネコ種苗株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネコ種苗株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月22日

カネコ種苗株式会社 監査役会
常勤監査役 榊 沢 均 ㊞
社外監査役 加 藤 真 一 ㊞
社外監査役 細 野 初 男 ㊞
社外監査役 高 井 研 一 ㊞

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分及び期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 1,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
1株につき金18円 総額209,538,522円
なお、これにより、中間期末の剰余金配当11円と合わせた年間配当金は、1株につき29円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
<p>第1条～第13条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1条～第13条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第15条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

